

令和5・6年度宇城市小規模契約希望者登録申請について

【一般的事項】

1. 目的

この登録制度は、宇城市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品の購入等の契約のうち、宇城市競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出していない方でも契約することができる「小額で内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、積極的に見積依頼業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2. 登録できる方・できない方

[登録できる方]

- ①宇城市に主たる事業所又は住所を有する方（法人の場合は、宇城市内に登記上の本店を有する者）
 - ・個人、法人を問いません。
 - ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

[登録できない方]

- ①成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得てない方
- ②競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出している方
- ③希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
- ④市税を滞納している方（当該滞納をしているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められるものを除く）
- ⑤ その他、契約の相手方として不適当とみとめられる方

3. 申請書類等

- ①宇城市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ②宇城市税の未納がない証明（※写しでも可）
法人の場合：法人及び代表者個人（宇城市に納税義務がある者）の証明書を添付すること。
個人の場合：代表者個人の証明書を添付すること。
- ③市税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）
- ④誓約書（別記様式 第2条関係）
- ⑤希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ⑥法人の場合：登記簿謄本の写し（発行から6か月以内のもの）
個人の場合：運転免許証又は住民票等の氏名及び住所が確認できるものの写し（発行から6か月以内のもの）
※ただし、事業所と自宅が異なる場合は、事業所として機能していることが分かる書類（事業所の所在地が記載されている電気や水道料金の領収証など）の提出が必要です。
- ⑦希望する業務、取扱品目等（別紙1から3のいずれか）
※コンサルタント、物品製造・販売、役務の提供を希望される方について提出が必要です。

4. 登録の受付

定期受付期間：令和5年2月13日（月）～28日（火）

提出方法：〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地
宇城市役所 契約検査課

※感染症等予防対策のため、郵送（簡易書留、レターパック等）のみの受付となります。

5. 有効期間

登録の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とします。
ただし、令和5年4月1日以降受け付けたものについては、登録決定日から令和7年3月31日までとなります。

6. 変更について

登録事項に変更が生じた場合、事業を廃止した場合及び登録を辞退する場合は、「宇城市小規模契約希望者登録事項変更・廃止・辞退届」（様式第5号 第8条関係）を提出していただくこととなります。

7. 登録者の取扱い

この登録申請をした方については、審査後、登録の可否について「宇城市小規模契約希望者登録審査結果通知書」を送付します。登録することとなった方については、「宇城市小規模契約希望者登録名簿」に登録し、庁内に提供し、契約検査課にて閲覧により公開します。ただし、宇城市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

【契約に関する事項】

1. 契約者の選定方法

見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格な見積書を提出した者と契約をすることとなります。

なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず辞退届の提出をお願いいたします。

2. 契約書又は請書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（契約又は請書）により契約します。ただし、発注課等の担当者から10万円未満の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は原則として免除します。

3. 下請け等の禁止

契約の履行は、宇城市契約事務取扱規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載して下さい。

4. 請負代金の支払時期

請負代金の支払は、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払時期は、正当な請求を受けた日から30日（建設工事は40日）以内です。前払金、中間払金はありません。

5. 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取消します。

【お問合せ先】

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地
宇城市 総務部 契約検査課 契約係
TEL 0964-32-1111（内線1237）